

令和7年門審第32号

裁 決
測量船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和7年5月15日10時52分
宮崎県大島港
- 2 船舶の要目
船種 船名 測量船A
登録長 9.00メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 80キロワット
- 3 事実の経過

Aは、船体前部に操舵室を配置し、同室前部右舷側に舵輪、左舷側に機関操縦レバー及び磁気コンパスを備えた軽合金製測量船で、a受審人ほか1人が乗り組み、港湾施設巡視の目的で、船首0.65メートル船尾1.15メートルの喫水をもって、令和7年5月15日09時40分宮崎県油津港を発し、同県外浦港を經由して大島港竹ノ尻地区に向かった。

ところで、宮崎県大島は、油津港南方約1海里沖合に位置し、同島西部の竹ノ尻地区と大島北西部の小場浜地区にそれぞれ大島港の港湾施設が整備され、縮尺1万8千分の1の海図W181（油津港及び外浦港）には、竹ノ尻及び小場浜両地区間の陸岸から約100メートル沖合にかけて干出岩や暗岩などが点在する浅所（以下「大島浅所」という。）が危険界線で囲まれ、水深が浅い区域を示す水色に着色されていた。

また、a受審人は、令和7年4月にAの船長となり、同船に乗船するのが3回目で、いずれも竹ノ尻及び小場浜両地区の各港湾施設巡視の目的で大島西方沖合を航行する予定であったものの、事務所に海図W181が備えられていることを知らなかった。

発航に先立ち、a受審人は、大島浅所の拡張状況を知らなかったが、陸岸から100メートルくらい離せば乗り揚げるような浅所はないものと思い、海図を精査して大島浅所を避けた針路法を計画するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、10時49分竹ノ尻地区の岸壁付近に到着し、巡視を行ったのち小場浜地区に向かい、10時50分半僅か過ぎ鞍埼灯台から321度（真方位、以下同じ。）1.0海里に当たる、竹ノ尻地区の防波堤西端（以下「基点」という。）から317度160メートルの地点で、針路を008度に定め、6.0ノットの速力（対地速力、

以下同じ。) で進行した。

a 受審人は、定針したとき大島浅所が正船首 240メートルのところとなり、その後大島浅所に向首して続航し、10時52分基点から350度390メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、大島浅所に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、プロペラ翼に亀裂、舵柱に曲損等を生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、大島西方沖合を航行する予定で油津港を発航する際、水路調査が不十分で、大島浅所に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、大島西方沖合を航行する予定で油津港を発航する場合、大島浅所の拡張状況を知らなかったのだから、海図を精査して大島浅所を避けた針路法を計画するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、陸岸から100メートルくらい離せば乗り揚げられるような浅所はないものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、大島浅所に向首進行して乗り揚げられる事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月11日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二